

令和7年度 第1回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和7年5月19日(月) 15時00分～16時00分

場 所 石狩市役所5階 全員協議会

出席者 委員:7名 事務局:8名 合計 15名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	早川 久夫	出席
副会長	伊藤 美由紀	出席	委員	新田 大志	出席
委員	佐伯 路子	出席	委員	穴田 めぐみ	欠席
委員	河岸 由里子	出席	委員	青田 奈保子	欠席
委員	近藤 宏	欠席	委員	高橋 典只	欠席
委員	星野 ゆかり	出席	委員	野口 直美	欠席

事務局	所属氏名	
	子育て推進部長 田村 奈緒美	子ども家庭課長 高井 史朗
	子ども政策課長 青木 祐一郎	子ども家庭課主査 田中 光枝
	子ども政策課主査 田原 朋学	子ども家庭課主任 中内 翔兵
	子ども政策課主査 瀧坪 真里依	
	子ども政策課主事 麻柄 周平	

傍聴者 0名

次第

1. 開会

2. 議題

(1)乳児等通園支援事業の設置認可について(諮問案件)

(2)保育人材確保対策について(報告)

(3)教育・保育施設の利用定員の変更について(報告)

3. その他

4. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和7年度第1回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の会議は1時間半程度を予定しております。

会議に入る前に、4月1日付けで委員が2名変更になりましたのでご紹介いたします。坪田委員の後任

としまして、石狩市保育所連絡協議会からご推薦いただき委員に就任いただきました佐伯委員とまだお見えになっていらっしゃいませんけども日下部委員の後任として、石狩市校長会から推薦いただき、委員に就任いただいた早川委員です。

お2人が今回新たに委員に就任いただきまして、任期につきましては前任委員の残りの期間の令和7年4月1日から令和8年2月28日までとなります。

委嘱状につきましては机上に配布させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。それでは恐れ入りますが、新たな委員の佐伯委員から一言ご挨拶頂戴できればと思いますよろしくお願いいたします。

○佐伯委員

はじめまして佐伯と申します。よろしくお願いいたします。石狩市の保育連絡協議会の会長の充て職になっているので、その機会でごここに来させていただきました。いろいろ勉強したいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。次に昨年度から事務局の職員が変わっておりますので、改めてご紹介致します。

○事務局 田村部長

皆さんこんにちは。子育て推進部長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 青木課長

改めまして子ども政策課長の青木と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局 田原主査

子ども政策課で主査をしております田原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 瀧坪主査

子ども政策課で主査をしております瀧坪と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 高井課長

今年の4月から子ども家庭課長に就任致しました高井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 田中主査

子ども家庭課主査の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 中内主任

子ども家庭課の中内と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 麻柄主事

子ども政策課の麻柄と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 青木課長

それでは、初めに会議の出席状況をご報告いたします。本日は近藤委員、穴田委員、青田委員、野口委員、高橋委員より欠席の連絡をいただいております。早川委員につきましては今向かっていらっしゃるため、現在のところ委員12名中、6名の出席ということでございます。

石狩市子ども子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認いたします。

1つ目が次第でございます。

2つ目が資料1石狩市乳児等通園支援事業の認可手続きについて

- 3 目が資料2令和7年度石狩市乳児等通園支援事業所の概要
- 4 目が資料3保育士等人材確保対策について
- 5 目が資料4教育・保育施設の利用定員の変更について

でございます。お手元にお揃いでしょうか。本日使用する予定はありませんが、昨年度に審議いただきました第二期石狩市こどもビジョンが完成しましたのであわせて配布しております。6月からオープンする病児保育室のパンフレットと、広報4月号と一緒に配布しているものになりますが、4月から施行されましたこどもの権利条例のパンフレットこちらも作成しましたので、通常版とやさしい版もあわせて配布しております。資料は全てお揃いでしょうか。

それでは本日の審議案件につきまして、審議会に諮問します。加藤市長がほかの公務により出席がないままでしたので、代わりに田村部長より手交させていただきます。

【2. 諮問書手交】

○事務局 田村部長

石狩市子ども子育て会議会長 吾田富士子様。石狩市長加藤龍幸、石狩市子ども子育て会議条例第2条第3項の規定に基づく諮問について下記の案件、会議の意見を求めます。諮問案件、乳児等通園支援事業の設置認可についてでございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 青木課長

議題に入る前に委員の皆様にお願いがございます。議事録の作成にあたりまして議事録作成システムを使用しております。ご発言いただく場合は必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご協力をお願いいたします。それではこれより進行を吾田会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【3. 議題】

○吾田会長

皆様こんにちは。今年度も石狩市のこども達とその保護者の皆さんのために皆様のお知恵と力を拝借していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは座って始めさせていただきます。最初に1、乳児等通園支援事業の設置認可について事務局からお願いいたします。

○事務局 高井課長

子ども家庭課の高井でございます。わたくしのほうから1番目乳児等通園支援事業の設置認可について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座ったまま説明をさせていただきます。

はじめに資料1をご覧くださいと思います。資料1、石狩市乳児等通園支援事業の認可手続きについて順次説明をさせていただきます。まず1番目の経緯についてでございますが、本事業は令和6年6月に子ども子育て支援法等の一部改正により、乳児等のための支援給付が新たに設けられ、改正後の児童福祉法において乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されました。

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として実施するものでございます。

本市における事業内容については、2月に開催されましたこの会議において、妥当であるという旨答申をいただいたところでございます。

次に2番目、認可手続き及び基準でございます。認可申請があった場合は、児童福祉法第34条の15第3項各号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めた市の条例に基づき審査を行うこととしております。

また、審査にあたっては、法第34条の15第4項の規定により、本会議のご意見を伺うこととしております。次に3番目、認可手続きに必要な書類でございます。必要書類につきましては、資料(1)から(9)に関する事項が記載された書類としており、これらの事項について申請者からの提出書類により内容を確認させていただきました。この後ご確認をいただく認可基準適合調書に記載をしております。

次に認可手続きに関するスケジュールでございますが、これまで3月上旬に実施事業者の公募行いまし

て、その結果市内の認定こども園登録事業者と私立保育所を選定しました。その後、選定事業者に対し3月下旬に許可申請に関する案内を通知し、4月中旬に事業者から申請書類を受理したところでございます。そしてこの後、本日の会議において、事業者からの申請認可につきまして、諮問をさせていただいたところでございます。

続きまして、資料2でございます。令和7年度の石狩市乳児等通園支援事業所の概要についてでございます。今回は、公募の段階におきまして、申し込みがありました6つの事業所から認可申請がありました。内訳は地域子育て支援拠点施設が1事業者、事業所内保育施設が1事業者、幼保連携型認定こども園が4事業者となっております。開設予定日はそれぞれ6月1日を予定しております。

このほか、申請者が予定しております実施日、実施時間などはこの表で確認をいただきたいと思っております。この後、各申請書の認可基準につきまして、ご確認をいただきますが、こども誰でも通園制度の実施方式と利用方式について、改めて確認をさせていただきたいと思っております。資料の右下の表をご覧ください。この制度において、実施方式としては一般型と余裕活用型の方式がございます。一般型につきましては、定員を別に設けて実施するもので、ここからさらに在園児と合同で実施するか、また専用室を設けて実施するかでまた分かります。

また、余裕活用型につきましては、各事業所の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、その定員の枠を活用して受け入れを行うものでございます。また、その利用方式につきましては、3つの方式がございます。定期利用、それから定期的ではない柔軟利用、またこの定期利用と柔軟利用を組み合わせた定期柔軟利用がございます。各事業者においてはそれぞれの運営状況に応じて事業内容を組み合わせ、申請をされております。この後、申請順に各事業者の適合調書をご参照いただきたいと思っております。それでは順を追って説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。こちらが一般社団法人アクトスポーツプロジェクトになります。基本情報の方から確認をしていきたいと思っております。実施施設名が子育て支援拠点フレット、施設の所在地につきましては、樽川4条1丁目600番地1、ふれあいの杜子ども館の中になります。次に定員等でございます。実施・利用方式につきましては、一般型で専用室独立、定期・柔軟利用となります。受け入れ年齢と定員につきましては、0歳児が1人、1歳児が2人、2歳児が2人となります。食事の提供はございません。

3番目の職員の状況について確認をさせていただきます。この職員の配置基準について事前に確認をしたいと思っております。職員の配置基準につきましては、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上とし、その内半数以上は保育と保育士とさせていただきます。

ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき、この配置人数2人を下回することはできないとしております。調書をご確認いただきますと職員体制専任職員が4人のうち常勤職員2人は保育士となっております。この体制は定員に対する配置基準、また、最低基準であります2人を上回っており、基準に適合すると認められます。

次に裏面をご覧ください。施設の状況でございます。設備の基準に係る施設の構造については、乳児室、ほふく室、保育室また遊戯室を2階に設ける場合、耐火建築物または準耐火建築物となっているほか、条例で規定する常用及び避難用の設備が設けられることとしております。

本施設の保育室につきましては、1階に設けられているため、この基準については非該当となります。また、面積基準につきましては、乳児室の面積は、1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は3.3平方メートル以上、保育室または遊戯室の面積は、1.98平方メートル以上であることとしております。ここで、乳児室とほふく室は利用児童によっては一体的に運用することも想定されておりますことから、面積基準を大きい方に合わせて、0歳児、1歳児の基準を3.3平方メートルとしております。今回、定員は5名となっておりますが、全員が利用した場合でも、合計の面積基準が13.86平方メートルに対し、1人当たり16.03平方メートルが確保されており、基準に適合しているものと認められます。

次に5番目、事業の運営についての重要事項の安全計画に関する規定でございます。この基準は、条例の施行規則において定められていますが、事業の運営にあたっては、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこと、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこと、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないことを条例施行規則において規定しています。この基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画の内容を確認し、基準に適合しているものと認められます。

次に6番目、社会福祉法人、学校法人以外の認可についてでございます。これらの法人以外の認可については、児童福祉法において乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること、乳児等通

園支援事業を行う者が社会的信望を有すること、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することについて、市長村長が審査を行うことが規定されています。

これらの基準に関しては、申請者より提出のあった貸借対照表、損益計算書等の決算報告書類及び定款、並びに幹部職員の履歴書、資格証拠書類の内容を確認し、その基準に適合しているものと認められます。

以上、アクトスポーツプロジェクトの認可基準適合調書の内容となります。

続きまして資料2-2、学校法人高揚学園の資料をご覧くださいと思います。基本情報につきましては、実施施設名が認定こども園ミナクル幼稚園、詳細につきましては花川南3条5丁目3番地になります。

定員等につきましては、一般型で在園児合同、定期利用です。受け入れの人数につきましては、2歳児が46人で、食事提供、調理施設設備とにもあるということでございます。職員の状況につきましては、職員体制が兼任職員9人で、常勤職員9人はすべて保育士となっております。職員の配置基準は7.7人となりますけれどもこれに対しまして、9名の職員体制となりますので配置基準を上回っており基準に適合すると認められるところでございます。

続いて裏面になります。施設の状況でございます。本施設の保育室については、1階部分となっているため、この基準については非該当となります。次に、面積基準については、利用する保育室が94.15平方メートルで、これを定員46人で割ると1人当たり2.05平方メートルとなり、基準の1.98平方メートルを上回っており、適合しているものと認められます。

次に、事業の運営についての重要事項に関する規定でございます。これらの安全基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

以上、学校法人高陽学園の認可基準適合の内容となります。

続きまして資料2-3、社会福祉法人石狩友愛福祉会でございます。実施施設名がまきば認定こども園、施設所在地が樽川6条2丁目600番地になります。定員等につきましては、実施・利用方式が余裕活用型、定期・柔軟利用となります。受け入れ年齢につきましては、0歳児がひとり、2歳児がひとりとなります。食事提供、調理施設設備とにもありということでございます。

職員の状況につきましては、職員体制兼任職員が12人で常勤職員が8人、非常勤職員が4人はすべて保育士でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、各施設及び事業所の設備及び運営に関する基準によるものとされています。これによる職員の配置基準については、一般型と同様、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上となります。申請者の職員体制については、兼任職員12人のうちから、利用状況に応じて職員を配置することとしており、配置基準を上回り、基準に適合すると認められます。

続きまして裏面、施設の状況でございます。本施設の保育室については、1階部分となっているため、この基準については非該当となります。次に、面積基準についても一般型と同様となります。0歳児が利用する乳児室・ほふく室、2歳児が利用する保育室それぞれ基準を上回っており、適合しているものと認められます。

また、事業の運営についての重要事項に関する規定につきましてはこれらの安全基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

続きまして、資料2-4、社会福祉法人陽光福祉会でございます。施設が認定こども園・ひかりのこいしかりで、施設所在地が花川南4条3丁目2番地となります。定員等の実施・利用方式につきましては、一般型で在園児合同、定期利用となります。受け入れ年齢につきましては、0歳児がひとりとなります。食事提供、調理施設設備とにもありということでございます。

3番目の職員の状況でございますが、職員体制、専任職員が1人で非常勤職員の保育士となります。こちら職員の最低配置基準2人に対し、1人の体制となりますが、申請者は事業を行うにあたって、他の保育士による支援を受けることができるので、下段の①に該当し、従事する職員を1人とすることができると、基準に適合しています。

次に、裏面の施設の状況でございます。本施設の乳児室、ほふく室については、2階部分となっておりますが、施設の構造が耐火建築物かつ、常用、避難用設備が設けられていることから、基準に適合しているものと認められます。次に、面積基準については、利用する保育室が110.75平方メートルで、合同実施を含めた定員25人で割ると1人当たり4.43平方メートルとなり、基準の3.3平方メートルを上回っており、適合しているものと認められます。

次に、事業の運営についての重要事項に関する規程につきましては、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

以上、社会福祉法人陽光福祉会の認可基準適合調書の内容となります。

続きまして、資料 2-5、株式会社食品急送でございます。実施施設名が、こども保育園つばき、所在地が新港西3丁目702-10になります。定員につきましては、実施・利用方式が余裕活用型、定期・柔軟利用となります。受け入れ年齢につきましては、0歳児が1人です。食事提供、調理施設設備ともにありということでございます。

職員の状況につきましては、兼任職員が7人で、常勤職員が5人、非常勤職員2人はすべて保育士でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、各施設及び事業所の設備及び運営に関する基準によるものとされています。これによる職員の配置基準については、一般型と同様、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上となります。申請者の職員体制については、兼任職員7人のうちから、利用状況に応じて職員を配置することとしており、配置基準を上回り、基準に適合すると認められます。

続きまして、施設の状況でございます。本施設の乳児室、ほふく室については、2階部分となっておりますが、施設の構造が準耐火建築物かつ、常用、避難用設備が設けられていることから、基準に適合しているものと認められます。次に、面積基準についても一般型と同様となります。0歳児が利用する乳児室・ほふく室、2歳児が利用する保育室それぞれ基準を上回っており、適合しているものと認められます。

また、事業の運営についての重要事項に関する規定につきましては、これらの安全基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

次に、社会福祉法人学校法人以外の認可でございます。これらの基準に関しては、申請者の財務諸表及び定款、並びに幹部職員の履歴書、資格証拠書類の内容を確認し、その基準に適合しているものと認められます。

以上、株式会社食品急送の認可基準適合調書の内容となります。

最後、資料の2-6、学校法人美心学園でございます。施設名が、認定こども園花川わかば幼稚園でございます。所在地が花川北2条5丁目65番地1となります。定員等の実施・利用方式につきましては、一般型で在園児合同となります。定期・柔軟利用となります。受け入れ年齢につきましては、2歳児がひとりということで食事の提供がございません。職員の状況につきましては、専任職員3人で、常勤職員3人がすべて保育士ということでございます。

申請者の職員体制につきましては、専任職員 3 人のうちから利用状況に応じて職員を配置することとしており、配置基準を上回り、基準に適合すると認められます。

施設の状況でございます。施設の保育室については、1階部分となっているため、この基準については非該当となります。次に、面積基準については、利用する保育室が 21.13 平方メートルで、合同実施を含めた定員6人で割ると1人当たり 3.52 平方メートルとなり、基準の 1.98 平方メートル上回っており、適合しているものと認められます。

5番目の事業の運営についての重要事項に関する規程につきましては、これらの安全基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

以上、学校法人美心学園の認可基準適合調書の内容となります。

乳児等通園支援事業の設置認可についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

＝早川委員 入室＝

○吾田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。ちょっと私たちも忘れていたような実施方式とか利用方式など具体的内容を説明いただきながら、申請にあがった事業者が適合しているかどうかという説明をいただきました。

この件につきまして、みなさんご意見ご質問ありましたら、マイクを持ってお願いいたします。

○河岸委員

河岸です。資料2-2、ミナクル幼稚園なんですけれども、2歳児46人定員ということで、兼任で保育士が常勤9名ってことですが、単純に計算して数値的にOKっていう形で大丈夫なんだろうかと。2歳児が46人ってすごく大変だろうと思うんですよね。それで兼任9人で大丈夫なのか、9人いてその他に、支援をしてくれる保育士が周りにいるっていうならわかるんですけども、これ本当に大丈夫なのかなってちょっと不安になったんですけど、いかがなんでしょう。

○吾田会長

お願いします。

○事務局 高井課長

兼任職員9名でございましたが、定員につきましては、最大が46人ということで、配置基準自体は上回っております。その中で、実際の運営につきましては、色々と未確定な部分もございます。まずは、この9人の方で調整をしながら、定員の基準をクリアできるような形で考えているということで確認してございます。

○吾田会長

ここだけが飛び抜けて、定員数が多くてびっくりされると思うんですけど、ここは2歳児のみで46人で定期利用ということで、幼稚園は2歳児になったら、定期的に親子通園とかそういう形で園を経験するプレ幼稚園をやって、これまでこれぐらいの人数でされてきていて、それが誰でも通園制度にも該当するというので、この枠で利用してという申請になったということです。

ほかのところは、余裕活用型という形で、本当に限られた人数なんですけど。ここに関しては、やがてはうちの園に入園してねというプレをもとにつけているところなんです。なのでここだけちょっと色合いが違うんです。

でも、国がやっている制度に条件的には該当するということなので、その枠で実施してみようということですけど、本質的な制度の方式とはちょっと意図は違うと思っているところなんです。

でも、該当するということで石狩市も国の基準にのっとって、審査は厳密にしているということです。なので、安全面とか質の面で河岸委員が心配されている点については、おそらく大丈夫だろうということでは想定できるんですけど、意図や目的で私は大変引っかかっているところではあります。これは石狩市の問題でもないし、この園の問題でもなくて、この制度の運用活用の問題で、私たちも、制度についてはちょっと心配していたのが、こういうような形で出てきていて、幼稚園に入りたいからプレ幼稚園としてのこの制度を利用している人が46人いて、この制度として利用したい人がいたらどうするのか、どっち選ぶのという問題がちょっと心配だなあって、そんなところは、話はでてませんよね。とにかく、46人以上であればどんな人でも受け入れますっていうことではあるので、河岸委員どうですか。よろしいですか。

○河岸委員

はい。

○佐伯委員

あの初めてなのでご容赦いただきたいのですが、保育に関わる保育の末端に係るものとしては誰でも通園制度は、欠員のある園が手を上げるのかなって思っていたんですが、今この場で頭をちょっと変えなきゃいけないのかなって印象でいます。今、先生がおっしゃったのも、頭にありますし、障がい児や障がいを持たなくてもボーダーな子が最近はそれでも多くて、そういう子たちの支援とかがおざなりになっていかないのかなとか、いろんなことを考えながら、今お聞きしました。

○吾田会長

そういう意見がちゃんと議事録に書かれていくってことが、すごく大事なことになるので、一応形としては適合しているので、やってみてこれで終わりじゃなくて、やってみる中でいろいろ問題が出てきたり、実際の実施された方、それから預けた方の声も聞きながら、修正していくってところでは石狩市もそういうつもりでいるってことではありますよね。なので、一応国の基準には適合してることを示されているってことなんです。皆さんほか、いかがですか。

○伊藤委員

伊藤でございます。大型児童センター内で、実施する内容について、自分の勉強も兼ねて質問をしたいのですが、実施時間を見ますと9時からとなっていて、大型児童センターは、10時から開館ではないかなってところで、ちょっとこの時間がこれで大丈夫なののでしょうか。午前中、平日休み以外でしたら、この時間はほかの小学生も利用しない時なので静かな時間帯で、フレってさんの方で預かれるのかなってところもあるんですけど、年間を通して、何日間開けなきゃいけないとかいうのもよく分かっていないんですけど、長期休業の時に、児童館全体がたくさんのこどもたちで利用するということとなるけど、支援拠点というお部屋があるから保育をできるということで認可がおりるという理解でよろしいでしょうか。教えてください。

○吾田会長

事務局、お願いします。いつもここは10時からなんですか。

○事務局 高井課長

ご指摘ありがとうございます。今回の申請の段階におきまして計画の中では、実施時間9時から12時とあがっておりますので、私どもの方ではそのままこの資料として記載をしていったところでございますが、実態としましては10時からという状況でございますので、こちらにつきましては、申請者と協議を行ないまして10時からの申請に変更して出したいと思っております。どうもありがとうございます。

○吾田会長

あと開所の時期のことも、伊藤委員言っていましたね。

○伊藤委員

認可がおりて、年間何日間はあけなければいけないとか、大型児童センターの中にある支援拠点として、その支援拠点の中で限られた中で保育をするっていう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 高井課長

実施日につきましては、資料に記載されているとおり、毎週水曜日の午前中の時間ということで、申請があがっておりますけれども、この誰でも通園制度の時間枠につきましては、1か月の中で10時間の範囲内ということでございますので、あくまでもその時間の中であるいはその開設日開設者の計画の範囲の中で、実施をしていくというところでございます。

○吾田会長

10時間っていうのは、一人が利用できる時間が10時間ですよ。なので、伊藤委員がご指摘されてるのは、多分ずっと開いているのかなってふうに思うんですけど、希望者がいれば空いている、ニーズがあれば空いてるってことですよ。10時間を超えていない人がくればってことです。ありがとうございます。ほか、みなさんいかがでしょうか。

あの私から二つ質問があります。1点目は、一般社団法人と株式会社のところで6番の社会福祉法人、学校法人以外の認可のところで、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有することって書いてあるんですけど、園長先生とかって実務経験しないところも結構あって、例えば、主任レベルであるとか、実際にこどもに関わる履歴書をご覧になったのかなってところが1点と、もう1点は、どの事業所もこどもに関する事業を行っているところなので大丈夫と思うのですが、書類だけを見て審査してるのか、現場に足を運んでみたり直接お話を伺ったりとかされてるのかなってその2点をちょっと伺いたいと思いました。

○事務局 高井課長

まず1点目から回答させていただきたいと思います。実務経験を有する幹部職員ということでございますが、両事業者とも保育士の資格を有している方ということでそれぞれのご経歴あるいは実際に取り組んできた内容などについて確認しております。また、それぞれの施設でございますけれども、今回書類ということで申請をいただいております。これより以前にですね、実際にその現場などもこの部分ではないんですけど、状況については把握をしているという中で、今回進めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○吾田会長

子育て推進部なので、皆さん、いろいろな時に視察とかされてるってことです。わかりました。ほかのみなさんいかがでしょうか。先ほども確認したように、実際にやってみてここは改善していった方がいいだろうっていうようなことを現場の声を聞いて、利用者と実施している方たちの声を聞きながら、いい方向に改善していくような姿勢で実施していただきたいなあっていうことは、最後に1点ちょっと確認させていただきたいなと思っています。それともしできれば、ミナクルさんのところでの利用が実際どうだったのか、やっぱりみんなブレだったってことになるのか、誰でも通園制度の形のような利用者がいたのかっていうのもあわせて確認できればいいなと思っています。

○事務局 田村部長

今会長の方から言われた点についてお答えしたいと思います。今回だれつうの事業は令和8年度が、正式な実施のタイミングとなっております。令和7年度6月から始める事業につきましては、石狩市は特別にモデル事業として実施をして、この中で何か問題点や課題などがあれば、それを洗い出して令和8年度からの完全実施に向けて取り組んでいこうというための事業です。会長におっしゃっていただいたようにミナクルさんにおいて、だれつうの子が誰もいなかったっていうようなことがあるのかないのかはやってみなければ分からないのですが、ミナクルを含めほかの事業所につきましても、すべて令和7年度の取り組みは、まずモデルとしてお試しでやっていただくというところに重点を置いて、私たちも都度、実施状況の確認をしながら進めていきたいと考えています。以上です。

○吾田会長

ありがとうございました。それでは皆さんからもご意見ご質問がないということで本会議としましては市の原案について妥当であるという判断にしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、そのように答申をしたいと思います。

続きまして、2つ目、保育人材確保対策について、事務局からお願いいたします。

○事務局 田中主査

子ども家庭課の田中です。保育士人材確保対策について、ご説明させていただきます。座って説明いたします。保育人材確保対策についてはこれまでも取り組んでまいりましたが、市内での宅地造成による保育ニーズの高まりや来年度から乳児等通園支援事業がすべての園において実施することなどにより、保育士等の人材確保が急務となっております。

様々な保育ニーズに対応するためには保育提供体制の安定確保が必要であり、今年度から新たな事業を実施するとともに既存事業を拡充し、保育人材の確保を図ってまいります。

事業内容としまして、はじめに、「保育士等就職奨励金」として、市内の認定こども園に就職した新卒保育士を対象として、採用時に20万円支給していました。今年度より潜在保育士(中途採用者)にも対象を拡充し、採用時に20万円を支給することで、結婚・出産・育児などで一旦職場を離れた(離職した)保育士等が一定数見込まれることから、市内認定こども園等への再就職を支援しようとするものです。

支給要件としましては、退職後1年以上経過していること、採用後3年以上勤務することなどが必要となります。次に、「いしかり保育士応援手当」ですが、市内の認定こども園等で勤務する、勤続年数6年以上の保育士へ年度末に1人あたり12万円支給します。

最後に、「保育人材確保対策事業補助金」として、認定こども園等が負担した人材確保に要する経費の一部に対し、1施設あたり最大で年間120万円の補助金を交付します。対象経費につきましては、別表に記載のとおり5つの経費に対し補助します。

1つめは、保育士等の奨学金返済に対し認定こども園等が支援している場合、その経費に対して2分の1を補助します。補助金の上限額は1人あたり年間12万円です。2つめは、市内に住む保育士等への家賃支援に要する経費に対し、2分の1を補助します。補助金の上限額は1人あたり月額2万円です。3つめは、人材バンクを活用した際に負担する紹介手数料に対し、4分の3を補助します。補助金の上限額は1施設あたり年間75万円です。4つめは、保育士募集の広告に要する経費に対し2分の1を補助します。補助金の上限額は1施設あたり年間10万円です。5つめは、保育士の資格取得や保育士等キャリアアップ研修などのスキルアップに要する経費に対し、2分の1を補助します。補助金の上限額は1人あたり年間10万円です。保育人材確保対策の各事業については、昨年度、市内全園に実施した聞き取り調査の結果を反映して制度設計をしております。私からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。人材確保の問題が本当に大変な状況になっておりますけれども、この件に関しまして質問ご意見がありましたら、お願いいたします。特に現場の声を反映しているということですのでいかがでしょうか。実際に園が保育士の奨学金返済支援っていうのを行ったりしているのですかね。

○佐伯委員

自分の園のことを一生懸命今、考えていました。3年までいかないで辞めてしまう者がいたり、利用した者は2～3名います。けど、途中でリタイアしてしまっている。でもまだ、③を利用したことがないので、ちょっと手が出なくていたのですが、うちは1法人1施設の園なので、本当にかつかつの今、人数になってきたところで、産休に入ってしまった職員もいるので、もうここに手を出すしかないのかなっていうふうに今、切実に思っております。

○吾田会長

本当にね、大変な状況だというふうに思います。

○伊藤委員

質問したくてもたぶん無理なのだろうなと思ってできなかったんですけど、認定こども園の子に対する事業なんですよ。放課後児童クラブの職員に対してはこういう条件は少しあわないですよ。どうしてもやっぱり何かしらものがあると、本当にうちもほかのところでもよく聞きますけど、辞めていく人はいるけど入ってくる人はいませんよねっていうのが皆さんどこに行ってるんでしょうねっていう話で、でもやっぱり数さえ集まればっていうものでもないで、いろいろな面できちっとしたスキルを持った方がもう1人でも多く居てくださると、幼児ではないですけど、小学生以上でもかなり目を離せないっていう場所でもありますので、どうにかして人は確保したいなと思ってるところです。

○吾田会長

ありがとうございます。こういう補助はすごくありがたいですし、本当に3番目利用してるところはすごい高いお金を支払っているってのは聞いていますので、ありがたいなというふうに思っています。それで石狩市として試算は出しているのかと言うこと。それからもう1つはやっぱりこれに補助金を出すっていうのは、保育士が採用になる定着するっていうところなんですけれども、そこに本当に続いていけるのかというところ。もう1つは、今っていうよりも定着していくっていうところに関して言えば、私も保育士を養成している立場からいえば、本当に石狩にある大学で石狩市に就職させなければいけないんですけど、なかなかそうもいかずみんな東京を目指して行くっていうか、プライベートの推し活のためにとか、そういうことになっていてなかなか難しいんです。

ただやっぱり、就職思考とかその就職してから長く働く人達っていうのはお給料がどうこうとかそういうことでは全然なくて、やはり給料が安いんですけど本当に環境なんです。働いている人たちが、人間関係が大変良くてしかも自分がやっている仕事に誇りが持てる本当にいい仕事やっているって思えてるっていうところがすごく大事になっているんですよ。

プラス、プライベートも保障されるみたいな、長々といつまでも働かないみたいなことがないっていうことも大事で、そういうところでやっぱりその園が、風通しの良い人間関係を持って良い保育をしてくれればきっとそこが遠回りのようだけど一番の近道なのかなっていうふうに私は思っていて、学生たちには今、引く手あまたな時であるからこそ両目を開けてしっかりとそういうことを見て、自分が大事にされているなあって、こどもも大事にされて、職員もちゃんと大事にしている園を探してねって言っているところなんですよ。ごめんなさい。私も言い訳になりました。小学校とか幼稚園に就職する学生もたくさんいまして、申し訳ないなあっていうふうに思っているところなんですけど。早川委員、お願いします。

○早川委員

今日遅れて、大変申し訳ございませんでした。私、紅南小学校の校長しております早川と申します。よろしく願いいたします。違う市町村の聞いた話ですが、そこはちょっと本当に劣悪な環境の中で仕事をしているということで、特に先ほど話にありましたが、産休育休を取ろうとする時にもうちょっと考えてこどもつくってくれとかそういうふうなところもあったりとか、やっぱりもちろんこういう形でその保育士を集めるのにいろいろとお金をかけるっていうのもすごく大事だと私は思うのですが、やっぱり保育士

の方々の環境をですね、もっとよくしてあげていかなければやっぱりなかなか続かないのかなっていうふうには思っています。

好きなように休まれるのはちょっと困るんですけど、学校でも正直、バイトのように学校を休む、今日体調悪いのでお休みしますという軽い感じで休む職員も、本校はいないですけども、そういう先生も増えてきています。そうじゃなくて一生懸命頑張ってる方は、なかなか休みをとれないので、なおかつ、熱があっても人数が足りないからきてくれたとか、そういうこともあるというのを聞いたりしています。やはり、学校もそうなのですけども、こういう学校だったり、こども園だったり、そういった施設っていうのは、マンパワーが必要だと思いますので、そういう意味では、先生方が本当に休みやすかったり、人材の確保というのは必要であるし、入る時はいろいろとお金たくさんもらえるけども、入ってから劣悪な環境だと辞めてしまうので、入ってからも委員がおっしゃっていただいたとおり、この仕事やってよかったなとそういう風に思えるような園の経営も必要なのかなと思います。

学校もそうですけども、こどもたちを育てるのに先生方に余裕がなければ、いい教育は出来ないとはいえますし、いい保育が出来ないと思いますので、そういう意味では、先生方が働きやすい環境をつくれるようにしてあげるのが、保育であつたり学校の教育で大事だと私は思っているのも、こういう奨励金も大事だと思うのですが、それとあわせて先生方もこれがあるから頑張れるんだと思えるようにするのも考えていただければと思います。

特に、保育士の方々はそれだけでなく長時間勤務であつたり、さきほどお話にありましたグレーゾーンのお子さんも増えてきているのでそういうなかで、そういう子につかなくちゃいけない先生がでてくると、他の先生が何十人も見なくちゃいけないということもあるので、今いる方々がより気持ちよく働けるような仕組みを考えなくちゃいけないと話を聞かせていただいて感じました。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。本当にそういった生の声が大事になりますよね。今の話を伺って私、思ったのですが、表のなかの⑥その他で、園が実際に支払った額の1/2は、例えば、保育士は本当にストレスをためているので、保育士のリフレッシュ等は該当しませんか。その他ってどのような内容でしょうかね。

○事務局 高井課長

基本的には、保育人材確保に資する事業と言うところでございますけれども、こういったような規定を設けましたのは、この中で色々独自の取り組みについてできるだけ意を組んでいきたいということなこともございます。

園の方からもご相談がありましたらできるだけそれを具現化するような方向で、私ども考えていきたいと思っております。

○事務局 田村部長

狙いとしてはやはりこの規定があるから先生が来てくださる免許を持った方が就職してくれるっていうところを狙っているんで、例えば先日、市内の園から言われたところだと、お子さんがたくさんいらして具合が悪くなって保育園を休む、そうすると有給休暇20日間は全部使ってしまっ、その後は無給で休まなくちゃいけなくなる。そうなった時に子の看護休暇みたいな形で、そこは有給でこの費用を使ってできないのかっていう相談を受けていて、それがその制度があることで先生が園に来てくれるっていうことであれば、そういうのは使っていただいてもいいのかなと考えておまして、環境を整えるっていう、早川委員のおっしゃってくださったこともそのとおりなので、職場環境整備っていうところにも目を向けてもいいのかなと思っています。

子ども家庭課のほうで毎年各園に伺って、どういうものが必要かっていう話を伺ってきていますので、その中で話を伺いながら今すぐにでも実行できるものがあれば、その他のところを活用して使っていただいてもいいのかなというところで、6番目その他の項目を作っています。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。そのほかどうですか。

○新田委員

みなさんのお話と変わるところですけども、私もやっぱり人材確保対策についての今回の更新の議題を聞いたときにやっぱり、経済的な支援、補助があるっていうのは、私もとてもいいことだと思うのです。

よね。ですから人材確保対策の中の本当にそれは一部で、目的で書かれている中にも賃金水準が低いこと以外にも、責任の重さと待遇って話もあったと思うので、労働環境の問題ですとか人材育成のこととかですね、定着ってというのはやっぱりそのお金だけじゃなく環境の部分ですとか様々取り組みがなされるといいのかなと思って聞いていました。

その中で、最初聞き取り調査という話もあったと思うので確認にいかれてるっていう話もありましたけれども、プラスその聞き取り調査の中で、そのお金以外の困ってるところとか課題みたいなものが分かりましたら、お金面でも例えば、何か備品などを買うことで効率化が図られて、その職員の時間が少し楽になるとかですね、いろんなところで使われるといいのかなと思うので、私も6番目にすごく期待だなと思って話を聞かせていただきました。以上です。

○吾田会長

本当に保育士たちが少し楽になるような備品ってね、大事ですよ。ICTは補助金出ているんですよ。いろいろ現場に行って、園長先生の話聞くだけでも園長先生少しホッとしますかね、園長先生が余裕でいたら職員たちもほっとするんだろうか。星野委員いかがですかね。

○星野委員

星野です。私は、ファミリー・サポート・センター事業を受託しているものなのですが、補助金の金額の大きさに本当に素直に、大きい数字だなと思ってびっくりしました。こども達を預けたいお母さんたちがいっぱいいて預けることが難しい人もたくさんいる中で預けられなくて、ファミリー・サポート・センターを利用される方がたくさんいるという現実もあるので、受け皿が広がるということは本当にいいことであってお母さんたちも、こども達も安心していうところは素晴らしいなあと聞いて聞きました。

ただ、本当にその隙間というか、受けてもらえなかった方がファミリー・サポート・センターを利用するということで、利用者というのは有償ボランティア、単価700円で担っているという現実があることもやっぱり覚えていただけたらいいなと思いました。以上です。

○吾田会長

皆さん、この案に対しては、大変素晴らしいということでそれプラス、皆さんの意見をいっていただきました。保育士と人材確保対策っていうものの中に、やっぱりこども達や保護者の意見を聞く機会とか、現場の保育者たちの声を聞く機会とか、そういうものを集約して何が必要なのかっていうこと、お金以外の部分でもどんなことができるのかっていうことを考えて、私も石狩にある大学の一つとしてこの会議も参加している一員として石狩市とタッグを組んで何かできることはないのだろうかということは、常々思っているのですが、今後そういうような方向でも動いていけたらいいかなっていうふうに思いますね。

では、この案につきまして皆さんご賛同いただけたということで、承認することといたします。ありがとうございました。続きまして、資料4にあります教育・保育施設の利用定員の変更について、お願いいたします。

○事務局 田中主査

資料4をご覧ください。教育・保育施設の利用定員の変更についてです。

市内の幼保連携型認定こども園2施設より利用定員を変更する申請がありましたので報告いたします。令和7年4月1日より、花川北陽認定こども園が、園の実利用人員を踏まえて、2号認定の利用定員を12人から18人増の30人に変更し、3号認定のうち1・2歳児の利用定員を16人から2人増の18人に変更し、全体で20人増の95人に変更する申請内容となっております。

令和7年5月1日からは、友愛認定こども園の新園舎が完成したことに伴い、2号認定の利用定員を32人から6人増の38人に3号認定のうち0歳児の利用定員を6人から2人増の8人に1・2歳児の利用定員を22人から2人増の24人に全体で10人増の78人に変更する申請内容となっております。私からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。これにつきましてはいかがですかね。皆さんよろしいですよ。ありがとうございます。そうしましたら、承認致します。これより先ほどいただきました答申の書類を作成していただきますので、少しお時間ください。よろしく願いいたします。

【4. 答申】

○吾田会長

それでは皆様、答申書が出されましたので、事務局のほうで読み上げていただくことができますか。

○事務局 青木課長

お読みいたします。答申書、令和7年5月19日付石子政第110号で諮問がありました件につきまして、本会議において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

1、乳児等通園支援事業の設置認可について、標記事業の設置認可について、申請内容と各基準を照合し審査を行った結果、全ての申請者が設置基準を満たしているものと判断いたします。

事業開始後においては、事業者と連携し円滑な実施に努めるとともに、利用者や事業者の声を聴きながら事業内容の検証を行い、質の高い支援の提供に向けて継続的に取り組んでいくことを要望いたします。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。会議の内容を反映されているなど私は思いますけど、皆さんいかがでしょうか。ありがとうございます。この内容で答申します。今日の案件は全部終わりましたが、その他につきまして、事務局お願いします

【4. その他】

○事務局 青木課長

長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございます。次回の開催時期につきましては、未定でございますので、開催が決まりましたら日程調整の方ご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございました。それでは今日の議題はすべて終わりましたので、皆さん本当にありがとうございました。皆さん、発言されましたね。ありがとうございました。皆様、暑くなってきたような気がしますし体調にお気をつけて、それぞれの現場でこども達の保育士、保護者の皆さんを支えながら、皆さん自身もお元気でそして、どうか石狩市を支えて良い場になりますよう保育士人材のことも皆さん、頑張りましょう。本当にありがとうございました。

令和7年 6月19日 議事録確定

会長 吾田 富士子